

後期5年の重点施策の名称	指標	単位	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
			H26		H32	
9-1-1 災害時に地域の人たちが主体となって防災活動が行える基盤作りを進めます。	避難訓練に参加した要援護者数	人/年	—	↗	660	自主防災会等が主催した防災訓練に参加した*災害時要援護者数。 出所:防災安全課内部資料
	119番通報受信から出場までの時間	平均時間	2分32秒	↘	2分29秒	119番通報受信時間～緊急車両出勤時間。 通信指令装置において、全ての受信に対して把握している。
	緊急性のない119番受信件数	件/年	3,079	↘	2,500	119番受信のうち、いたずら・間違い・問い合わせ等、緊急性のないものの件数。通信指令装置において、全ての受信に対して把握している。
	*はしご車架梯・接近状況可否(接着可能棟の割合)	%	55.0	↗	57.0	市内5階以上建築物(平成26年、本市が現在保有するはしご車で接着できる(接着できないケースとは、架線や樹木で、はしご車に乗り移っての人命救助ができない状況)棟数の割合。 現場確認により棟数を把握している。
9-1-2 火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。	消防団員数	人	98	↗	110	毎年、4月1日の消防団員数 出所:事務報告書
	民間事業者との*災害時における応援協定締結数	件	20	↗	38	民間事業者との*災害時における応援協定締結数。 出所:芦屋市地域防災計画の資料編
	防災リーダー養成講座受講者数	人/年	4	→	4	防災リーダー養成講座年間受講者数 出所:防災安全課内部資料
9-1-3 想定される様々な大規模災害に対応できる防災・減災体制を充実させます。	マンホールトイレ及び井戸を設置した学校の割合	%	0.0	↗	54.5	市立小中学校のうち、マンホールトイレ及び手動の井戸を設置した市立小中学校数の割合。 出所:防災安全課内部資料

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
要援護者個別避難計画に基づき地域住民主体となった訓練実施等の行政支援の効果として、実際に、要援護者を含めた地域主体の訓練がどの程度行われているかに表れると考えられるため。	自主防災会等が主催した防災訓練に参加した*災害時要援護者数。	全ての*災害時要援護者に訓練に参加してもらえるように自主防災組織を支援する。	5年後は緊急*災害時要援護者登録申請者数のうち*個別避難支援計画を策定した*災害時要援護者数を3,300人と設定している。5年に1度は避難訓練に参加をしてもらうことを目指す。	$3300 \div 5年 = 660人 / 年$
出勤までの時間の短縮は、受信体制のさらなる充実に取り組むことの効果として目指すべきものであるため。	119番通報受信時間～緊急車両出勤時間の年平均。(平成26年度2分32秒)	聞き取り項目など、最低限要する時間はあるものの、出勤まで、また、現場まで1秒でも早く到着し、活動できること。	統合型発信地表示システム導入後、この4年間の推移の中で、10秒の短縮をしてきたが、今後の5年間で、さらに3秒の短縮を目指す。	2分32秒-3秒
市民が119番通報を正しく理解してもらうことが、緊急性のない119番をしないことにつながるものであると考えられるため。	119番受信件数から出勤指令件数を差し引いた数。	真に救急、消防が必要な人に1秒でも早く対応できる状況。	119番は緊急通報であることを正しく理解していただき、この5年間の推移の中では、緊急性のない通報が約200件増加している状況の中、今後、年あたり100件程度の減少を目指す。	$3,079件 - 100件 \times 5年 = 2,500$
取組の目的である、「はしご車が接着できる対象物を増やす」の結果を直接表す数値であるため。	接着可能棟数(毎年4月1日時点)÷5階建以上の建物総棟数(毎年4月1日時点)。 平成26年度 $318棟 \div 576棟 = 0.55$	障害物を避けて建物に接近可能な先端屈折式はしご車の更新導入も検討し、接着可能棟数を増加させるとともに、接着不可能な建物については、代替措置で設置している活動ハッチを使用して消防活動を実施する。居住者に対しては、適切な避難方法についての指導を行い、災害時の死傷者の発生をひとりでも少なくする。	全ての住宅を対象とすることは、車両性能、道路幅員等の問題もあり不可能であるが、可能な限り増加させる。新築対象物については、建築時の業者への指導や、車両更新等により、対象となる棟数増を目指す。	過去の実績から5年で増加するであろう5階以上中高層建築物を20棟と想定し、それらについては事前の指導などを通じて接着可能なものとして想定。また、車両更新により、新たに接着可能となる棟数を3棟と想定 $(318+20+3) \div (576+20) = 0.57$
入団促進は、消防団の強化・現場活動の向上のため、団員数の増加を目指すものであり、その結果を表す数値であるため。	毎年、4月1日の消防団員数	条例定数については、当初は123名でしたが、平成3年、8年と条例定員数を改正し、現在の134名に至りました。今後は減少傾向に歯止めをかけ、将来的には定数を満たすこと。	全国的に消防団員減少傾向への歯止めが掛からない状況下で、本市においても同様。入団促進を図っているが、退団者も多く、当面は、現状の10%の増員を目指す。	$98人 + 2人 \times 6年 = 110人$
民間事業者との*災害時応援協定締結数を増やすことにより、専門的なノウハウ、物資・資機材の提供等の支援が円滑に行うことができ、大規模災害に対応できる体制を充実できると考えられるため。	年度末時点の、民間事業者との*災害時における応援協定締結数。(現状) 20協定	応援協定の内容を精査し、防災体制を充実させることができる全ての団体と応援協定を締結する。	指定管理者17者のうち、避難者や被災者対応の観点から13者と協定を締結し、それ以外の民間団体とは、これまでの成果が、平均年1団体であり、それを維持する。	指定管理者13団体 民間団体 1団体 / 年 $\times 5年 = 5$ 団体増 $20 + 13 + 5 = 38$ 団体
災害発生時に被災者支援を円滑に行うために防災リーダーが不可欠で、防災リーダーになるためには養成講座の受講が必要であり、養成講座年間受講者数は取り組みの充実度を示す数値であるから。	防災リーダー養成講座年間受講者数 (現状) 平成24年度 0人 平成25年度 3人 平成26年度 4人	多くの防災リーダーを養成することで、災害発生時の被災者支援が円滑に行えるようにする。	受講者の時間的負担も大きい。人数を増員することは難しいため、平成26年度の受講者数4人を維持する。	防災リーダー養成講座年間受講者数
マンホールトイレ及び手動の井戸は、応急的に使える排水設備と断水時における生活用水対策設備の具体的設備であり、その設置数は取組の結果を示すものであるため。	マンホールトイレ及び井戸を設置した学校数 / 市立小中学校数	全ての小中学校に設置する。	公共建築物の保全計画により平成32年度までに改修計画がある小中学校の全校での設置。 平成28-29年浜風小、岩園小 平成29-30年山手中 平成31-32年精道中 平成31年朝日ヶ丘小、山手小の計6校に設置。	市立小中学校数11校 $6/11 = 54.5\%$

後期5年の重点施策の名称	指標	単位	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
			H26		H32	
9-1-3 想定される様々な大規模災害に対応できる防災・減災体制を充実させます。	*災害時協力井戸の登録件数	件	0	↗	6	災害時に協力井戸として登録してもらっている件数。 出所: 芦屋市地域防災計画の資料編
	防災士資格を取得した職員割合	%	10.0	↗	25.0	一般事務職及び技術職のうち防災士資格を取得している職員の割合。 出所: 防災安全課内部資料

## 9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

後期5年の重点施策の名称	指標	単位	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
			H26		H32	
9-2-1 民間建築物の防災・減災機能の向上を促進します。	住宅の耐震化率	%	93.3 (H25)	↗	96.0	市内住宅総数に占める耐震性がある住宅数の割合(%)。 出所: 芦屋市耐震改修促進計画
9-2-2 公共建築物の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。	公共建築物の耐震化率(50㎡未満及び居室の無い建築物を除く。)	%	90.0	↗	100.0	市全体公共建築物のうち耐震化が完了した建築物の割合。 出所: 課内管理台帳
9-2-3 ライフラインなどの防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。	下水道管耐震化率(耐震化延長/管路総延長)	%	21.8	↗	23.2	下水道管総延長に占める、更新した汚水管延長の割合。(耐震化延長は老朽管の更新と合わせて行う芦屋市公共下水道長寿命化計画(平成24年度策定)による更新延長をもとに算出する。) 管路施設の耐震化率は平成22年度末、全国で14.0%(国土交通省)
	水道管耐震化率(耐震化延長/管路総延長)	%	37.2	↗	45.7	管路総延長に占める耐震管路延長で、日本水道協会ガイドライン業務指標(PI)によるもの。(全国平均 平成25年9.5%)

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
市からの協力要請に応じて、登録してもらっている件数を示す数値であるため。	災害時に協力井戸として登録してもらっている件数。	極力、協力してもらえる井戸数を増やすことで、災害時の生活用水を確保する。	いずれの自治体も井戸自体の総数を把握できないため、割合は算出できない。ただし、かなり低い割合であろうことは予想されるので、把握できている民間井戸29件の20.0%は登録していただくことを目指す。	$29 \text{件} \times 20.0\% \approx 6 \text{件}$
防災士資格を取得した職員数を増やすことにより、より多くの職員が災害対応の知見・経験・教訓を共有することができ、市役所の防災体制が充実するため。	年度当初における防災士資格を取得している職員数／一般事務所及び技術職数 (人数には再任用職員含む)  平成26年度 防災士資格を取得している職員数59人一般事務所及び技術職数 321+295=616人 $59/616 \approx 10.0\%$	多くの職員に防災士資格を取得させることにより、市役所の防災体制を充実させる。	防災士資格の取得にあたっては、日常業務との関係から職員の負担も多いためを考慮すると、早急に多くの職員に取得させることは難しいので、5年後は資格を取得している職員割合を25.0%を目指す。	防災士資格を取得した職員割合25.0%

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
耐震化促進を周知することで、市民の意識や理解が高まり、改修実施につながると考えられるため。	耐震性がある住宅数(戸) ÷ 住宅総数(戸)  平成25年度 (41,034-2,758)戸 ÷ 41,034戸 ≈ 93.3%	住宅の耐震化が進み、安全で安心な暮らしができるとともに、災害に強いまちになっている。	平成37年度までの目標耐震化率を98%としており、過去の改修実績の傾向に基づき改修が進むものとする。	平成32年度 (41,492-1,405)戸 ÷ 41,492戸 ≈ 96.0%
公共建築物の耐震改修の結果を直接表す数値であるため。	耐震性のある市有建築物数 ÷ 市有建築物  平成26年度 $216 \div 240 = 90.0\%$	公共建築物について、安全で安心して利用できるよう、耐震性を確保する。	平成32年度までに「芦屋市耐震改修促進計画」に基づき、全ての市有建築物の耐震化を実施する。	耐震化完了のため100%
下水道施設の耐震化状況を表す数値であるため。	更新した污水管延長／管路総延長 × 100(%) (耐震化延長は老朽管の更新と合わせて行う芦屋市公共下水道長寿命化計画(平成24年度策定)による更新延長をもとに算出する。)  平成26年度 更新した污水管延長 55.4km ÷ 管路総延長 254.2km = 21.8%	水循環基本法から良好な水処理と環境保全を維持するため一定の老朽管の更新を図る。	受益者負担の中で運営している現状の財政面から、国土交通省の長寿命化計画(平成25年～平成29年)に基づき毎年0.6kmの更新により耐震化率の向上を図る。	(更新した污水管延長 55.4km+0.6km×6年) ÷ 管路総延長254.2km = 23.2%
芦屋市水道ビジョンにおける施設整備計画の管路耐震化の状況は、日本水道協会の業務指標により進行管理しているため。	耐震管路延長／管路総延長 × 100(%)  平成26年度 $92,500 \text{m} \div 248,000 \text{m} = 37.2\%$	健全な経営を維持するため耐震化を図り、良好な維持管理に努める。	年間約3.5kmの耐震管による更新により耐震化率の向上を図る。	(耐震化延長(H26年度値 +3.5km/年×6年) ÷ 管路総延長 平成32年度 (92,500+3,500×6) ÷ 248,000 = 45.7(%)

### 10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

後期5年の重点施策の名称	指標	単位	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
			H26		H32	
10-1-1 まちなかを花と緑で彩り、市民とともに緑を守り育てます。	*オープンガーデン参加者数	人/年	81	↗	125	毎年、市内で実施する*オープンガーデンに参加する市民及び団体の数。 出所：公園緑地課内部資料
	*花壇活動参加団体数	団体/年	75	↗	99	芦屋市住民緑化団体育成事業に係る助成交付要綱により、助成金を交付した*花壇活動参加団体数。 出所：公園緑地課内部資料
	市街地(奥池地区除く)*緑被率	%	22.0 (H17)	↗	28.0	市街化区域面積のうち、公園など「緑」が整備(確保)されている面積の割合。 出所：芦屋市緑の基本計画
10-1-2 芦屋の自然環境の保全へ向けた取組を推進します。	自然や生き物と親しむ機会を作っている人の割合	%	60.0	↗	70.0	総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、自然や生き物と親しむ機会を作っている間に「ここがけて作っている」と及び「時々作っている」と回答した合計の割合。 出所：芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)

### 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

後期5年の重点施策の名称	指標	単位	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
			H26		H32	
10-2-1 芦屋らしい美しい景観をまもる・つくる・そだてるため、景観誘導施策を更に進めます。	地域におけるまちなみなどの景観の美しさに関して「かなり良い」又は「やや良い」と回答した市民の割合	%	84.7	↗	90.0	総合計画策定にあたり、5年ごとに実施している市民意識調査の「お住まいの地域のまちなみ等景観の美しさについて」の設問に対し、「かなり良い」または「やや良い」と回答した割合。 出所：芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)
	芦屋市屋外広告物条例(H28.7施行予定)の規制内容に適合する屋外広告物の割合	%	62.4 (見込数)	↗	82.5	兵庫県屋外広告物条例に基づく許可済み物件(平成27年4月時点)のうち、市独自条例(平成28年7月施行予定)により、既存不適格となる可能性が高い屋外広告物の件数の割合。 出所：課内管理台帳

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
「*オープンガーデン」は市内を花と緑でいっぱい美しく潤いのあるまちにする代表的な取組であり、市民参加型であるこの事業の参加者数の増加は、取組の活性化につながるものであると考えられるため。	毎年、市内で実施する*オープンガーデンに参加する市民及び団体の数。	各路線の沿道住民や公共施設における花緑活動の参加者を増やす取組を行うことで、市民の意識付け及び意識向上を促し、市内全体を花と緑でいっぱい美しく潤いのあるまちにする。	今後5年後には、市内の公共施設は全て参加することを目標とする。公共施設が参加することにより、公共施設を利用する今まで興味を持たなかった市民の意識付け及び意識向上を目指す。	現在の参加者81 公共施設未参加数44 $81+44=125$ 人
「*花壇活動助成金」は市内を花と緑でいっぱい美しく潤いのあるまちにするため市民活動を活性化するためのものであり、この事業の参加者数の増加は、取組の活性化を表すものであると考えられるため。	芦屋市住民緑化団体育成事業に係る助成交付要綱により、助成金を交付した花壇活動参加団体数。	市内各町や各路線において住民緑化団体との協働の取組を行い、花や緑に触れる機会を増やすことで、更に個人・団体の緑化活動の展開につなげ、市内全体的に花と緑でいっぱい美しく潤いのあるまちにする。	現在の参加団体数である75団体に加えて、1町1団体以上を目標とし、空白地域(町)数を無くす。	現在の参加団体数である75 平成26年時点空白地域(町)数:市内58町中24町 $75+24=99$ 団体
*緑の保全地区の規制や*保護樹等の指定により取り組んだ成果として、市内の「緑」の量を客観的に把握できる数値であるため。	市内の公園、樹木・樹林、草地・芝生地、河川・池沼・農地の面積÷市街化区域面積  209ha(平成17年度調査結果(平成17年度以降、調査未実施))÷969ha≒22%	計画的に施設等の整備を進め、緑豊かなまちづくりに寄与している。	芦屋市緑の基本計画に明記された「緑の目標量」269haに増加させる。	$269\text{ha} \div 969\text{ha} \approx 28\%$
自然環境保全の取組の中で、生きもの観察会や講座など、自然に親しむ事業を実施しており、その参加を通じて、また、その後の機会の中で、自然環境保全の理解が一定進むものと考えられるため。	平成27年3月に第4次芦屋市総合計画後期基本計画策定に当たって実施した市民意識調査において、自然や生き物と親しむ機会を作っている問いに「こころがけて作っている」及び「時々作っている」と回答した合計の割合。	市民、事業者、行政が協力し合い自然環境の保全に努めている状態を理想とし、環境計画に基づき、それぞれの主体の役割について啓発していく。具体的には行政として、自然観察会等の実施を通じて自然に親しむ機会を増やしていく。	自然に親しむ機会が少ない現代の生活スタイルにおいて顕著な増加を見込むことは難しく、10.0%増の70.0%を目標とする。	60.0%(26年度数値) +10.0%

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
「景観」に対する、市民の感想を表す数値であるため。	平成27年3月に第4次芦屋市総合計画後期基本計画策定に当たって実施した市民意識調査の「お住まいの地域のまちなみ等景観の美しさについて」の設問に対し、「かなり良い」または「やや良い」と回答した割合。	建築物の形態・色彩・意匠の制限、屋外広告物の規制、景観重要建造物や*景観重要樹木の指定など、景観に係る施策を総合的に展開し、本市の景観を「まもり・つくり・そだてる」ため、市民・事業者と一体的に取り組むを進めていることを目指す。	過去の同様の調査における結果からの増加傾向及び今後さらに屋外広告物規制をはじめ、さらに取組を充実させることを踏まえて90.0%とした。	
市条例の趣旨を市民に理解してもらうことで、条例不適合の広告物の改める動きにつながるものと考えられるため。	$(1-(A1 \div B)) \times 100(\%)$ A1: 市独自条例により、既存不適格となる可能性の高い屋外広告物数 B: 県条例に基づく許可済みの屋外広告物数  見込値 $(1-(318\text{件} \div 845\text{件})) \times 100 \approx 62.4\%$	条例の経過措置期間(最長10年間)中に、既存不適格広告物が是正されていることを目指す。	既存不適格広告物の是正に係る補助制度制定に伴い、当初5年間の年間減少率4.0%(年間平均減少軒数34件)を目指す。	$(1-(A1-A2) \div B) \times 100(\%)$ A1: 市独自条例により既存不適格となる可能性が高い屋外広告物の数 A2: A1のうち市独自条例施行後は正された数 B: 屋外広告物の全体数  $(1-(318\text{件}-(34 \times 5\text{件})) \div 845\text{件}) \times 100 \approx 82.5\%$

後期5年の重点施策の名称	指標	単位	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
			H26		H32	
10-2-1 芦屋らしい美しい景観をまもる・つくる・そだてるため、景観誘導施策を更に進めます。	無電柱化率	%	12.4	↗	14.1	兵庫県無電柱化地方部会の電線共同溝整備基準に沿って整備された路線。
	*まちづくり協定の数	地区	3	↗	6	住みよいまちづくり条例に基づく*まちづくり協定を認定した地区の累計数。

### 11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

後期5年の重点施策の名称	指標	単位	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
			H26		H32	
11-1-1 市民、事業者による環境負荷の低減へ向けた取組を促進します。	日頃の暮らしの中で省エネやエコバック、ごみの分別等環境に配慮した行動を実践している市民の割合	%	53.5	↗	60.0	総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、日頃の暮らしの中で省エネやエコバック、ごみの分別など環境に配慮した行動を実践している問いに「している」と回答した人の割合。  出所: 芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)
	市民から出される燃やすごみの量	kg/人・年	家庭系 210.8 事業系 100.5 計 311.3	↘	家庭系 187.6 事業系 89.5 計 277.1	市民(事業者含む)から出された年間の燃やすごみ量を人口で除した数値。  出所: 数値の引用元(事務報告書等)
	再資源化物のリサイクル率	%	16.9	↗	19.6	集団回収量を含む年間のごみ総排出総量に占める再資源化量の割合。  出所: 数値の引用元(事務報告書等)
11-1-2 行政の事業に係る環境負荷を低減します。	行政の事業における温室効果ガス排出量	t-CO <sub>2</sub> /年	12,428	↘	11,807	行政の事業における年間温室効果ガス排出量。  出所: 芦屋市環境保全率先実行計画進捗状況(年間実績)報告



指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
芦屋市における安全な街並み整備・良好な景観の整備及び南芦屋浜地区の住環境整備に合わせた無電柱化の促進。	$A/B \times 100(\%)$ A: 無電柱化実施路線延長 B: 市道認定路線延長		第6次無電柱化計画残事業及び第7次無電柱化計画(平成26年～平成30年)申請箇所の完了。	$A/B \times 100(\%)$ A: 無電柱化実施路線延長 B: 市道認定路線延長
*まちづくり協定は、地域の特性に応じて作られるルールであるため、その数の増加は、そのような取組を行っている地域の増加と関係する数値であるため。	住みよいまちづくり条例に基づく*まちづくり協定を認定した地区の累計数。	*まちづくり協定制度を活用した住民主体のまちづくりを進めていく。	地域住民合意は単期間では困難であること、また、協定手続き期間が1年間を超えることから、2年に1地区の増加を目指す。	

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
啓発や学習機会の充実により、市民の環境への意識が高まることで、環境に配慮した行動に結び付くと考えられるため。	平成27年3月に第4次芦屋市総合計画後期基本計画策定に当たって実施した市民意識調査において、日頃の暮らしの中で省エネやエコバック、ゴミの分別など環境に配慮した行動を実践している問いに対し、「している」と回答した人の割合。	多くの市民が環境に配慮した行動を積極的に実践し、環境負荷の低減がすすめられている。	環境負荷の低減をすすめるためのプロセスとして、環境に配慮した行動を積極的に実践していると回答された市民の割合をステップアップさせるため毎年1.0%引き上げ60.0%を目標とする。	$53.5(26年度数値) + 1.0 \times 6年 \leq 60.0\%$
燃やすごみ量の推移は、ごみの減量化の結果を表す数値であるため。	年間の燃やすごみ量 ÷ 人口 平成26年度 (家庭系20,429,400kg + 事業系9,731,600kg) ÷ 96,897人 = 311.3kg 家庭系20,429,400kg ÷ 30,161,000kg = 0.677 311.3kg × 0.677 = 210.8kg 事業系9,731,600kg ÷ 30,161,000kg = 0.323 311.3kg × 0.323 = 100.5kg	市民への啓発等を行うことにより、燃やすごみの量を減らし、環境負荷の低減がすすめられている。	一般廃棄物処理基本計画における平成32年度のごみ量を目標とする。	年間の燃やすごみ量 ÷ 人口 平成32年度 燃やすごみの量27,306,000kg ÷ 98,536人 = 277.1kg 家庭系277.1kg × 0.677 = 187.6kg 事業系277.1kg × 0.323 = 89.5kg
リサイクル率の推移は、ごみの再資源化の結果を表す数値であるため。	再資源化量(集団回収量含む) ÷ 年間ごみ総排出総量(集団回収量を含む) 平成26年度 (再資源化量2,154,000kg + 集団回収量3,974,000kg) ÷ (年間ごみ総排出総量32,315,000kg + 集団回収量3,974,000kg) = 16.9%	市民への啓発等を行うことにより、再資源化物のリサイクルを増やし、環境負荷の低減がすすめられている。	一般廃棄物処理基本計画における平成32年度の再資源化量を目標とする。	再資源化量(集団回収量含む) ÷ 年間ごみ総排出総量(集団回収量を含む) 平成32年度 (再資源化量2,177,000kg + 集団回収量4,488,000kg) ÷ (年間ごみ総排出総量29,483,000kg + 集団回収量4,488,000kg) = 19.6%
市が事業者として芦屋市環境保全率先実行計画に基づき取り組んだ環境負荷の低減の取組結果を表す数値であるため。	行政の事業における年間温室効果ガス排出量。	行政の事業において様々な取り組みがされることで、温室効果ガス削減が図られ、環境負荷の低減がすすめられている。	環境負荷の低減をすすめるためのプロセスとして、第3次芦屋市環境保全率先実行計画の、基準年から5%削減した5年後の行政の事業における温室効果ガス排出量(t-CO2)を設定。	$12,428(26年度数値) \times 0.95(\Delta 5\%) = 11,807$



## 11-2 清潔なまちづくりが進んでいる

後期5年の重点施策の名称	指標	単位	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
			H26		H32	
11-2-1 市民と行政が一体となった清潔で安全・快適なまちづくりへの取組を推進します。	市民マナー条例の内容まで知っている市民の割合	%	72.0	↗	80.0	総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、市民マナー条例の認知状況に対する問いに「聞いたことがあるし内容も知っていた」と回答した割合。  出所: 芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)
	地域の清掃など普段から清潔なまちを守る行動を行っている市民の割合	%	63.3	↗	70.0	総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、地域の清掃など普段から清潔なまちを守る行動を行っている問いに対し「積極的に行っている」及び「時々行っている」と回答した合計の市民の割合。  出所: 芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)

## 12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

後期5年の重点施策の名称	指標	単位	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
			H26		H32	
12-1-1 交通に関するルールとマナーの周知、啓発に努めます。	高齢者の市内交通事故件数	件/年	49	↘	15	芦屋市内の交通事故発生状況のうち、高齢者(65歳以上)の事故件数から同乗中に遭遇した事故件数を減じた件数。  出所: 芦屋警察署広報資料
	子どもの市内交通事故件数	件/年	25	↘	14	芦屋市内の交通事故発生状況のうち、子ども(15歳以下)の事故件数から同乗中に遭遇した事故件数を減じた件数。  出所: 芦屋警察署広報資料

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
様々な機会を通じて市民マナー条例の周知・啓発活動を推進した結果、条例への認知度が高まると考えるため。	平成27年3月に第4次芦屋市総合計画後期基本計画策定に当たって実施した市民意識調査において、市民マナー条例の認知状況に対する問いに「聞いたことがあるし内容も知っていた」と回答した割合。	市民マナー条例の中身を市民の誰もが認知している状態。そのために周知・啓発を進め、認知状況を100%に近づける。	市民大半が認知している状態として、80.0%を目指す。	
市民、行政が一体となった取組を進めることの結果、普段からの行動につながる市民が増えると考えられるため。	平成27年3月に第4次芦屋市総合計画後期基本計画策定に当たって実施した市民意識調査において、地域の清掃など普段から清潔なまちを守る行動を行っている問いに対し「積極的に行っている」及び「時々行っている」と回答した合計の市民の割合。	誰もが時々では地域での美化活動を行っている状態を目指し、支援や啓発を行っていく。	現状、高齢者層が中心となって活動されているのが実態であり、今後、現役世代の参加も増加することを目指す。日常、仕事等を持ちながらの実態もある中で、70.0%を目指す。現在は高齢者等が中心となって活動されているのが実態であり、今後、現役世代への意識付けなどにより、その世代の参加も目指すが、日常、仕事等を持ちながらの実態もある中で、現状の約1割程度増の70.0%を目指す。	$63.3(\text{平成26年度数値}) \times 1.1 = 70.0\%$

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
高齢者への交通に関するルールとマナーの周知、啓発は、特に事故の対象として多い現状にある高齢者(65歳以上)の関わる事故の減少することを目的としており、その結果を示す数値であるため。	芦屋警察署広報資料の芦屋市内の交通事故発生状況から、『「高齢者の交通事故」に掲載されている件数』-『高齢者の交通事故で「同乗中」の件数』 平成26年度 高齢者の交通事故 55件 同乗中の交通事故 6件 $55-6=49$ 件	高齢者は、他の年齢層に比べて死亡につながる割合が高く、そのような状況も含めて周知を行うことで、高齢者の交通事故件数を減らす。	平成21年からの5年間で29件(78件-49件=29件)減少できているので、今後もこの減少傾向を維持することを目標とする。	5年間の交通事故減少件数 (1)平成21年度の高齢者の事故件数 78件 (2)平成26年度の高齢者の事故件数 49件 $(1)-(2) 78-49=29$ 件 今後もこの減少傾向を維持する目標とし、5年間で29件減少したので6年間では、 $29 \times 6/5 = 34$ 34件減少させることを目標とする。 $49-34=15$ 件
子どもへの交通に関するルールとマナーの周知、啓発は、子ども(15歳以下)の関わる事故の減少することを目的としており、その結果を示す数値であるため。	芦屋警察署広報資料の芦屋市内の交通事故発生状況から、『「子供の交通事故」に掲載されている件数』-『子供の交通事故で「同乗中」の件数』。 平成26年度 子供の交通事故 31件 同乗中の交通事故 6件 $31-6=25$ 件	子ども(15歳以下)の関わる事故は、交通に関するルールとマナーの周知、啓発の効果により減少しており、さらに子どもの交通事故件数を減らす。	政府方針(平成21年1月)の「今後10年を目途に事故死傷者を半減させる」に準拠して、平成21年度の子どもの事故件数28件を半減させることを目指す。この5年間では、減少数は少ないが、さらに通学路の安全点検を徹底させることや効果的な交通安全教室の開催などに重点的に取り組む。	平成21年度の子どもの事故件数 28件 $28 \times 0.5 = 14$

後期5年の重点施策の名称	指標	単位	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
			H26		H32	
12-1-1 交通に関するルールとマナーの周知、啓発に努めます。	市内の自転車に関わる事故件数	件/年	251	↘	188	芦屋市内の交通事故発生状況のうち自転車に関わる事故件数。 出所: 芦屋警察署広報資料
	自転車利用者賠償責任保険加入者割合	%	29.3 (H25)	↗	100.0	兵庫県下で行われた交通安全イベント会場や交通安全教室及び自動車教習場等において行われたアンケート調査で、保険加入していると回答した割合 出所: 街頭アンケート調査(平成25年9月・兵庫県実施)

## 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

後期5年の重点施策の名称	指標	単位	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
			H26		H32	
12-2-1 道路や公園などの公共空間や様々な人が利用する建物のバリアフリー化を進めます。	歩道切下げ部のバリアフリー化率	%	34.5	↗	46.7	市道の歩道のうち、交差点等で切下げを行っている全箇所数のうち、バリアフリー化された切下げ箇所数の割合。 出所: 道路課内部資料
	公園施設のバリアフリー化率 (施設誘導园路、多目的トイレ等の施設整備状況)	%	16.9	↗	56.6	芦屋市都市公園移動円滑化計画(平成23年～平成35年)に基づき、バリアフリー化を行うべきとした公園(移動円滑化計画対象公園)数のうち、主たる出入口から多目的トイレや休憩施設等の公園施設を結ぶ経路をバリアフリー化した公園数の割合。 出所: 公園緑地課内部資料
	公共建築物のバリアフリー化率 (多目的トイレの整備状況)	%	75.0	↗	79.0	公共建築物のうち、車いす用トイレが整備されている建築物数の割合。 出所: 課内管理台帳

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
自転車の運転者への交通に関するルールとマナーの周知、啓発は、特に事故の対象として多い現状にある自転車に関わる事故の減少することを目的としており、その結果を示す数値であるため。	芦屋警察署広報資料の芦屋市内の交通事故発生状況から、「人×自転車」の件数+「自転車×車両」。 平成26年度 「人×自転車」の交通事故16件 「自転車×車両」交通事故235件 $16+235=251$ 件	自転車に関わる事故件数は増加傾向にあり、事故の多くは交通ルールを順守しないために起こっている現状があるので、交通に関するルールとマナーの周知、啓発の効果により自転車の交通事故件数を減らす。	政府方針(平成21年1月)の「今後10年間を目標に事故死傷者数を半減させる」という目標はあるが、平成21年度は人身事故のデータしかないので、平成26年度のデータを準拠して国の目標の5年間相当の割合である25%減を目指す。道路交通法の改正や県条例も制定されたので、マナー啓発等に重点的に取り組む。	平成26年度の自転車に関する事故件数 251件 $251 \times 0.75 = 188$
自転車利用者賠償責任保険への加入促進の直接の目的であり、その結果を示す数値であるため。	兵庫県下で行われた交通安全イベント会場や交通安全教室及び自動車教習場等において行われたアンケート調査で、保険加入していると回答した割合。 今後は、市においてもアンケートを実施し、加入状況を調査する。 平成25年度 アンケート対象人数 1,651人 加入している 24.3% 自転車を持っているが加入していない 38.7% 自転車を持っていない 17.1% 自転車を持っているがわからない 18.0% 無回答 1.9% アンケート結果より、無回答は自転車に乗っているとみなし、自転車に乗っているのは100-17.1=82.9%で、その内保険加入は24.3%なので、自転車に乗っていて保険に加入している割合は $24.3/82.9=29.3\%$	兵庫県「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で自転車利用者の保険加入が義務付けられているため、全員加入を目指す。	兵庫県「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で自転車利用者の保険加入が義務付けられているため、全員加入を目指す。	

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
道路におけるバリアフリー化の進捗を表す数値であるため。	バリアフリー化された切下げ箇所数/全切下げ箇所数 全切下げ箇所数2,245 平成26年度 切下げ箇所数775 $775/2,245=34.5\%$	市道の全ての歩道切下げ部をバリアフリー化する。	まずは、市内鉄道4駅を中心とした半径500mにおいて歩道の切り下げ部のバリアフリー化を図る。	全切下げ箇所数2,245 現状でのバリアフリー化切下げ箇所数775 市内鉄道4駅を中心とした半径500mにおいて今後バリアフリー化を図る箇所数275 $(775+275)/2,245=46.7\%$
公園施設におけるバリアフリー化の進捗を表す数値であり、その中でもバリアフリー化の中心となる園路及び多目的トイレ等の整備の状況を指標とすることが、全体の進捗を表すものとして適当であると考えられる。	バリアフリー化を実施した公園 ÷ バリアフリー化を行うべき公園(地形上でバリアフリーが不可能な公園や便所等の施設を有しない公園を除き、優先的にバリアフリーを進めて行くべき公園)数。 平成26年度 9園/53園=16.9%	移動円滑化計画対象としている公園(地形上でバリアフリーが不可能な公園や便所等の施設を有しない公園を除き、優先的にバリアフリーを進めて行くべき公園 53か所)の全ての公園を整備し、誰もが安心して利用できる公園を増やす。	芦屋市都市公園移動円滑化計画を計画通りに実施し、公園施設(トイレ、園路、出入口等)のバリアフリー化を図る。5年間で21公園のバリアフリー化を実施する。	バリアフリー化を実施した公園数 現状9園+計画21園 $(9+21)/53=56.6\%$
公共建築物のバリアフリーの進捗を直接的に表す数値であり、バリアフリー化対象となる設備の中でも、全ての施設において設置されているトイレを代表的なものとして表すことが全体を表す指標として最も適していると考えられるため。	車いす用トイレの整備完了建築物数 ÷ 市公共建築物数 平成26年度 $54 \div 72 = 75.0\%$	車いす利用者に限らず、公共建築物利用者の誰もが、安心して利用できる快適なトイレが整備されている。	日常的に市民が利用する施設(保育所・幼稚園・業務施設(下水処理場等)は除く)において改修が進んでいる。	$56 \div 71 = 79.0\%$ (市公共建築物数合計の減少は、建築物の廃止等による)

### 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

後期5年の重点施策の名称	指標	単位	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
			H26		H32	
12-3-1 道路や交通安全施設の整備、維持管理を適切に行います。	防護柵の改修率	%	75.3	↗	89.7	防護柵の全延長のうち現行の設置基準である高さ1.1mが確保されている防護柵の延長の割合を算出。 出所: 道路課内部資料
	道路上での人身事故の件数	件/年	347	↘	203	芦屋市内の交通事故発生状況のうち、道路上での交通事故のうち人身事故件数。 出所: 芦屋警察署広報資料

### 13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

後期5年の重点施策の名称	指標	単位	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
			H26		H32	
13-1-2 良質な住宅ストック形成への対策を進めます。	「*芦屋市マンションネットワーク会議」への登録件数割合	%	4.4	↗	7.6	市内マンション全棟数に対する*芦屋市マンションネットワーク会議登録済みマンション管理組合数。 出所: 住宅総合相談窓口業務報告書
	分譲共同住宅共用部分及び戸建住宅のバリアフリー化助成件数	件/年	419	↗	430	「住宅改造費助成事業実施要綱」「分譲共同住宅共用部分バリアフリー改修助成事業実施要綱」に基づき、高齢者等に対し、バリアフリー化助成を行った年間件数。 出所: 実績報告書(兵庫県提出)

### 13-2 住宅都市としての機能が充実している

後期5年の重点施策の名称	指標	単位	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
			H26		H32	
13-2-1 公共施設等の保全計画に基づき効率的かつ適切な改修や維持管理を行います。	公共建築物の保全計画策定率(処理場等*プラント施設は除く)	%	79.8	↗	84.6	公共施設建築物(*プラント施設及び平成32年度までに解体予定施設は除き、建替・新設施設は含む。)のうち、保全計画の策定が完了している建築物の割合。 出所: 課内管理台帳

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
歩行者の安全対策の代表的な設備である防護柵の改修状況は、安全対策実施の進捗を表す数値と考えられるため。	基準を満たしている防護柵の延長/全延長 平成26年度 基準を満たしている防護柵の延長24,836m 全延長32,976m $24,836 / 32,976 = 75.3\%$	早期に改修計画を策定して改修するものとし、市内の全ての防護柵を改修し、市内を安全に通行できるようにする。	芦屋川沿いに設置された防護柵(延長3,391m)については、阪急芦屋川駅まわりの周辺整備計画とともに内容を決定する必要があり、5年以内の実施は困難であるが、防護柵改修計画に基づいて、芦屋川沿いに設置された防護柵(延長3,391m)以外の防護柵(延長4,749m)は基準を満たすように改修する。	実施予定箇所(延長4,749m)を改修する (24,836+4,749)/32,976 = 89.7%
交通事故の減少は、安全対策推進の目的でもあり、その結果を示す数値であるため。	芦屋警察署広報資料の芦屋市内の交通事故発生状況から、「道路上での交通事故のうち人身事故」に掲載されている件数。	様々な対策を行うことにより、道路設備等が起因となる事故が無くすとともに、より安全に通行できることを目指す。	政府方針(平成21年1月)の「今後10年を目標に事故死傷者を半減させる」に準拠して、平成21年度の人身事故件数を半減させることを目指す。平成21年度からの交通事故件数の推移では達成は難しいと思われるが、見通しの確保や車道の幅員調整等で車両の速度抑制を図るなどの施設整備と車両の安全性に対する技術向上等によりめざす値を達成させる。	平成21年度の道路上での人身事故件数407件 $407 \times 0.5 = 203$

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
住宅相談を受けたマンション管理組合関係者に、当ネットワーク会議への参加を呼びかけることで、各管理組合がその趣旨を理解し、登録されるようになると考えられるため。	「*芦屋市マンションネットワーク会議」登録済みマンション管理組合数÷市内マンション全棟数 平成26年度 $21 \div 472 = 4.4\%$	マンション管理組合同士の交流・連携が進み、課題解決に向けた情報共有・交換などにより、適切なマンションの維持管理が行われている。	当会議は、平成25年度(平成26年2月)に発足し、平成26年度は、計4回の会議を開催した。数年に渡る実績が無いため、今後の傾向は把握できないが、年間3組合の新規登録を想定するものとする。	(3組合×5年間+21組合)÷472 = 7.6%
バリアフリー化助成制度の周知啓発により、制度の利用促進が進み、利用件数が増加するものであるため。	「住宅改造費助成事業実施要綱」「分譲共同住宅共用部分バリアフリー改修助成事業実施要綱」に基づき、高齢者等に対し、バリアフリー化助成を行った年間件数。 平成26年度 416(住宅改造費助成事業件数)+3(分譲共同住宅共用部分バリアフリー改修助成事業件数)=419	住宅のバリアフリー化が促進し安全で快適な住まいづくりが行われている。	住宅のバリアフリー化が進むことで対象となる住宅戸数は年々減少しているが、一方で高齢化が進展に伴い、新たな対象住宅への利用促進を目指すことを踏まえ、現状数値を維持するものとする。	427(住宅改造費助成事業での過去4年間・平成23年～平成26年)平均件数)+3(分譲共同住宅共用部分バリアフリー改修助成事業における県補助採択可能件数)=430

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
現時点で策定できていない小規模施設について計画を策定した結果、施設全体に対する策定割合の増加に直接表れるものであるため。	保全計画策定完了建築物数/全体公共建築物数(*プラント施設及び平成32年度までに解体予定施設は除き、建替・新設施設は含む。) 平成26年度 $257 \div 322 = 79.8\%$	計画的な維持改修等工事を行い、適切に維持管理が行われ、施設を長期にわたって安全に利用でき、維持コストの削減ができていく。	現在未策定施設のうち、市民が使用する施設については、保全計画を策定する保全計画策定完了建築物数÷全体公共建築物数(*プラント施設及び平成32年度までに解体予定施設は除き、建替・新設施設は含む。) ※全体公共建築物増加数3内訳:庁舎東館、山手中、精道中	$274 \div 324 = 84.6\%$